

大船渡市国土強靱化地域計画策定支援業務 企画提案募集要領

令和2年5月

大船渡市 企画政策部 企画調整課

「大船渡市国土強靱化地域計画策定支援業務」企画提案募集要領

この「募集要領」は、大船渡市（以下「本市」という。）が実施する「大船渡市国土強靱化地域計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）に係る契約候補者の選定に関し、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する業務の仕様等について明らかにし、企画提案に参加する者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の目的

令和３年度から令和７年度までの５年間を計画期間とする大船渡市国土強靱化地域計画を策定するため、その支援事業者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

大船渡市国土強靱化地域計画策定支援業務

(2) 内容

別添「企画提案仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和３年１月29日（金）まで

(4) 予算額（上限額）

3,000,000 円（消費税額及び地方消費税額含む。）

3 参加資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 岩手県内に本・支社（店）・営業所を有していること。
- (2) 本業務の内容と同種又は類似する業務（例：市町村総合計画や地域防災計画等）を行った実績を有していること。
- (3) 租税公課の滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続の開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する団体等や行為をする者に関わりがないこと。

4 提案手続

内 容	日 程
(1) 募集要領等の公表 ※市ホームページ（HP）上	令和２年５月13日（水）
(2) 質問の受付	令和２年５月19日（火）正午
(3) 参加申込書の提出期限	令和２年５月22日（金）午後５時
(4) 企画提案書の提出期限	令和２年５月29日（金）午後５時
(5) 書類審査及び契約相手候補の決定	令和２年６月５日（金）予定
(6) 結果通知	令和２年６月12日（金）予定

(1) 提案募集の期間

■期 間 令和2年5月13日（水）から
令和2年5月29日（金）午後5時まで

(2) 質問の受付

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本募集要領及び仕様書の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

■期 限 令和2年5月19日（火）正午まで

■方 法 質問書【様式1】によりFAX又は電子メールで受け付ける。

■連絡先 FAX：(0192) 26-4477

E-mail：ofu_kikaku@city.ofunato.iwate.jp

■回 答 回答については、随時、本市ホームページ上に公開する。

(3) 参加申込書の提出

■期 限 令和2年5月22日（金）午後5時 必着（持参又は郵送）

■提出物 ア 参加申込書【様式2】

イ 参加申込者の概要が分かる資料（パンフレット可）

ウ 過去に受託した同種又は類似業務の経歴が分かる資料

■部 数 各1部

■提出先 〒022-8501

岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地

大船渡市企画政策部企画調整課 あて

《参加申込書提出に係る留意点》

- ・ 参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届【様式3】を提出すること。

なお、提案を辞退した場合においても、本市に係る他の案件での入札には一切影響がない。

- ・ 1事業者当たり、提案は1件とする。

(4) 企画提案書の提出

■期 限 令和2年5月29日（金）午後5時 必着（持参又は郵送）

■提出物 ア 企画提案書【様式4】

イ 事業者の概要【様式5】

ウ 執行体制図（任意様式）

エ 業務実施方針（任意様式、2ページ以内）

- ・ 業務内容に関する提案内容

オ 業務実施計画（任意様式、2ページ以内）

- ・ 実施手順（実施フロー）

- ・ 実施工程（作業項目、担当、日程等）

カ 見積書（任意様式）

- ・ 内訳書を添付すること。

キ 応募資格に係る申立書【様式6】

ク 定款

ケ 財務状況の分かる直近の書類

コ 租税公課を滞納していないことが分かる直近の公的証明書類（租税公課

の納税証明書等)

サ その他、提案企画の説明に必要な資料

■企画提案書の形式

ア 用紙サイズは、A4判とする。

イ 提出部数は、6部とする。

■提出先 上記参加申込書提出先と同じ

■その他 提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。

(5) 書類審査及び契約候補者の決定

提出された書類について、企画提案選考委員会において内容を審査し、契約候補者を選定する。

なお、最得多点数の提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選定する。

《審査基準》

- ・ 実施方針（業務全般に対する考え方、その的確性、業務企画内容、事業効果等）
- ・ 実施計画（実施手順、実施工程の妥当性等）
- ・ 業務遂行能力（組織体制、執行体制、業務実績等）
- ・ 見積書（適正価格、業務実施計画との整合性等）
- ・ その他、本業務の遂行にあたっての有用な提案

(6) 結果通知

■日 程 令和2年6月12日（金） 予定

■方 法 電子メール又はFAXにて通知する。

※審査経過に関する質問等は、一切受け付けない。

5 契 約

(1) 契約手続

- ① 本市と受託者は、大船渡市財務規則（平成11年大船渡市規則第17号。以下「財務規則」という。）に定める随意契約の手続により、改めて見積を行い、契約を締結する。
- ② 本業務の業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合には、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第131条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 契約変更

他の業務との調整等に伴い、業務内容及び委託契約金額を変更する場合がある。

(4) 委託事業費

本業務の遂行に必要な経費で、本市予算の範囲内の額とする。

(5) 支払条件等

本業務の遂行上必要がある場合には、受託者は委託契約金額の5割の範囲内で前金払を

受けることができる。

(6) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本市の承認を得た上で業務の一部を第三者に委託することができる。

(7) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、大船渡市個人情報保護条例（平成 17 年大船渡市条例第 30 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

6 その他

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効とする。

- ・ 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ・ 資格要件を満たさない者又は契約候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者の場合
- ・ 提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ・ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案の場合
- ・ 本募集要領に違反すると認められる場合
- ・ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

(2) 企画提案書提出後、関連する事項について、本市職員が聞き取りを行う場合がある。

(3) 提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は、字句修正等、軽微な変更を除き認めない。

(4) 企画提案書等の作成に要する経費については、参加者の負担とする。

(5) 提出された企画提案書等については、返却しない。

7 問い合わせ先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地

大船渡市企画政策部企画調整課 迎山、田村

T E L : 0192-27-3111（内線229、230）

F A X : 0192-26-4477

E-mail : ofu_kikaku@city.ofunato.iwate.jp